

「令和6年度横浜市省エネ家電購入促進事業業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和6年度横浜市省エネ家電購入促進事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほか、本実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 本プロポーザルの提案資格は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)において、種目「319 イベント企画運営等A(イベント企画)B(イベント運営等)」、「320 各種調査企画A(市場・世論調査)」及び「323 広告C(ウェブ)」の全てについて登録していること。
 - イ 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に未登録の者は、参加意向申出書の提出時までに、アの種目について横浜市への入札参加資格申請をしており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でない者。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (6) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)でないこと。
- (7) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱(平成16年4月1日制定)の規定による停止措置を受けていないこと。
- (8) 単体の企業または個人とする。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 本業務に関わる具体的な提案
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
- (4) 脱炭素・SDGsに関する取組
- (5) その他本業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
本業務に生かすことのできる過去の業務実績があるか（過去10年間）。
- (2) 提案内容の妥当性・実現性等
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
企業として、ワーク・ライフ・バランスに関する取組が行われているか。
- (4) 脱炭素・SDGsに関する取組
企業として、脱炭素・SDGsに関する取組が行われているか。
 - 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、本業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 令和6年度横浜市省エネ家電購入促進事業業務委託プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の集計及び報告
- (3) ヒアリング
 - 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長 環境創造局政策調整部長
副委員長 温暖化対策統括本部副本部長
委員 政策局広報戦略・プロモーション課長
経済局商業振興課長
環境創造局経理経営課長
 - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を環境創造局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「局業者選定委員会」という。）に報告するものとする。
 - 6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第7条 局業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、局業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(参加表明手続)

第8条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第9条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

(提案資格確認の通知)

第10条 参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により認められなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第11条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和6年1月22日から施行する。